

株 主 各 位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

## 船井電機株式会社

代表取締役 上 村 義 一  
執行役員社長

### 第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月20日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号  
当社技術館5階 多目的ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第62期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人  
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.funai.jp/jp/investors/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの主要市場である米国は、雇用情勢の鈍化はみられましたものの住宅市場は回復傾向が続き、個人消費も堅調に推移したことから緩やかな景気回復が続きました。欧州では債務問題への対策により景気の持ち直しがみられる一方、中国では景気減速がみられました。また、わが国におきましては、日本銀行の金融緩和策導入後、企業及び消費者のマインドの改善から設備投資や住宅投資に持ち直しがみられ、消費税増税前の駆け込み需要もあり緩やかな景気回復が続きました。

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末やクラウドの急速な普及が続く一方、従来製品の携帯電話やパソコン、デジタルスチルカメラ、液晶テレビ、DVD・ブルーレイディスク関連製品などは需要低迷がみられました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,340億42百万円（前期比21.9%増）となりました。

利益面につきましては、北米、メキシコにおけるPHILIPSブランドの液晶テレビ、オーディオアクセサリ製品等の採算悪化を主因とし、営業損失は54億65百万円（前期は52億73百万円の営業損失）、経常損失は22億53百万円（前期は3億55百万円の経常損失）、当期純損失は67億45百万円（前期は85億42百万円の当期純損失）となりました。

機器別の連結売上状況は、次のとおりであります。

#### <映像機器>

映像機器では、年末商戦向けの液晶テレビが好調であった北米において大幅な増収となり、ブルーレイディスク関連製品も前年を上回りました。この結果、当該機器の売上高は1,831億8百万円（前期比17.6%増）となりました。

### <情報機器>

情報機器では、プリンターの受注増とインクカートリッジの売上計上により、売上高は188億76百万円（前期比57.8%増）となりました。

### <その他>

上記機器以外では、主に北米向けオーディオアクセサリ製品の寄与により、売上高は320億58百万円（前期比31.6%増）となりました。

#### （機器別連結売上高）

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	183,108百万円	78.2%
情 報 機 器	18,876	8.1
そ の 他	32,058	13.7
合 計	234,042	100.0

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は46億24百万円、販売会社等は4億69百万円となり、当社グループ合計では50億94百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金調達のため、シンジケートローン51億46百万円を組成しております。

#### (4) 対処すべき課題

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末やクラウドの急速な普及が続く一方、従来製品の携帯電話やパソコン、デジタルスチルカメラ、液晶テレビ、DVD・ブルーレイディスク関連製品などは需要低迷がみられます。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は次のとおりであります。

##### ① 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復が最重要課題と位置づけております。

###### (製品戦略について)

当連結会計年度は、売上高は前期比増収となりましたが、利益面では北米、メキシコにおけるPHILIPSブランドの液晶テレビやオーディオアクセサリーの在庫処分などによる損失で営業赤字となる厳しい状況となりました。

このため、P S I（仕入・販売・在庫）管理を一層強化し、コスト競争力のある製品を適切なタイミングで供給できる体制作り着手しており、売上高の拡大と収益力の回復を図る方針です。

また、新規事業分野への展開も喫緊の課題との認識をもっており、新たな取り組みとして、平成25年4月にLexmark International, Inc.との合意によりインクジェット関連技術及び資産を取得いたしました。これにより、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきたインクジェットプリンター製品について、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売を含め自社リソースで完結できる体制が整い、自社開発プリンターの事業化の円滑な立ち上げに向けても準備を進めております。

###### (市場戦略について)

米国市場への偏重リスクを回避するとともに、季節変動の影響を軽減して生産・販売の平準化と売上高の拡大を進めることが課題と考えており、メキシコ市場の拡充に加えて、タイなどのASEANやインドなどの成長している新興市場の開拓を進めております。

当社グループでは、上記の各戦略を着実に実行するため、商品企画から開発、部材調達、生産、販売に至る部門間のタイムラグをミニマイズし、市場のニーズに的確に応えた製品をタイムリーに供給できるよう改善に取り組んでおります。

## ② 生産及び開発体制の強化

当社グループでは、中国での生産依存度が高いことから、そのリスク回避が課題となっております。そのため、当連結会計年度におきましては、今後インド市場向け製品供給の核となる既存の生産拠点であるFUNAI (THAILAND) CO., LTD. の増強を前連結会計年度に引き続き実施しました。また、フィリピンにおいても生産子会社Funai Electric Philippines Inc. を設立し、工場建設を進めております。

開発面では、グループ全体の効率向上を中国を中心にアジア地域で引き続き進めております。また、新規事業分野での開発にも注力し、その成果として、当連結会計年度において、開発過程にある電動歩行アシストカートが経済産業省の「ロボット介護機器開発・導入促進事業」に採択されました。

## ③ 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (平成22年度)	第 60 期 (平成23年度)	第 61 期 (平成24年度)	第 62 期 (平成25年度)
売 上 高 (百万円)	295,923	246,147	192,008	234,042
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	1,290	174	△355	△2,253
当期純損失(△) (百万円)	△1,169	△4,629	△8,542	△6,745
1株当たり当期純損失(△)	△34円31銭	△135円69銭	△250円38銭	△197円70銭
総 資 産 (百万円)	193,910	176,607	194,524	181,341
純 資 産 (百万円)	131,228	123,843	121,398	117,684
1株当たり純資産額	3,813円57銭	3,598円03銭	3,520円11銭	3,414円77銭

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
D X アンテナ株式会社	363百万円	91.40%	受信関連用電子機器の製造、販売等
FUNAI CORPORATION, INC.	68.5百万US\$	100.00%	当社製品の販売
船井電機(香港)有限公司	115百万HK\$	100.00%	当社製品の製造

(注) 当社の出資比率については、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

## (7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 名
映 像 機 器	液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ
情 報 機 器	プリンター
そ の 他	オーディオアクセサリ、受信関連用電子機器

## (8) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	大阪府大東市	
	東 京 支 店	東京都千代田区	
国 内	製造販売子会社	D X ア ン テ ナ 株 式 会 社 神戸市兵庫区	
海 外	販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
		P & F U S A , I n c .	”
	FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.	ポ ー ラ ン ド	
製 造 子 会 社	船井電機（香港）有限公司	香 港	

## (9) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,112名	336名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 前連結会計年度末に比べ使用人が増加した主な理由は、当連結会計年度に取得した Funai Electric Cebu, Inc. の稼働によるものであります。

## (10) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、1億7,180万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 36,130,796株  
 (自己株式 2,011,615株を含む。)  
 (3) 株主数 10,845名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
船井哲良	12,709千株	37.25%
公益財団法人船井情報科学振興財団	1,540	4.51
船井哲雄	1,079	3.16
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテツド	1,024	3.00
MSIP CLIENT SECURITIES	736	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	649	1.90
有限会社エフツ一	470	1.38
株式会社エフティ開発	470	1.38
有限会社T & N	470	1.38
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	461	1.35

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 記載すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の数 5,060個

(注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職その他権利行使の条件に基づき権利を喪失した数を減じて表示しております。

② 目的たる株式の種類及び数 普通株式 506,000株  
(新株予約権1個につき100株)

#### ③ 取締役及び監査役の保有する新株予約権の区分別状況

回次	区分	個数	保有者数	行使価額	行使期間
平成17年度 第1回	取締役	61個	2名	12,369円	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
平成20年度 第1回	取締役	76個	2名	1,609円	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	船井哲良	公益財団法人船井情報科学振興財団理事 公益財団法人船井奨学会理事長
取締役副会長	林朝則	
代表取締役執行役員社長	上村義一	
取締役執行役員	岡田譲二	開発技術本部本部長
社外取締役	米本光男	株式会社ティー・ビー・エス研究所取締役副社長 セーラー万年筆株式会社社外取締役 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役
社外取締役	坂内義明	ビードットコム株式会社代表取締役社長
常勤監査役	石崎弘	
社外監査役	米田信一	
社外監査役	盛本正英	

- (注) 1. 平成26年1月1日付で代表取締役執行役員社長を次のとおり変更しております。
- ・取締役 林朝則は、代表取締役執行役員社長を退任し、取締役副会長に就任いたしました。
  - ・取締役 上村義一は、営業統括常務執行役員から代表取締役執行役員社長に就任いたしました。
2. 常勤監査役 石崎弘は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役 米本光男及び社外監査役 米田信一を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出しております。
4. 当社は、「指名委員会」及び「報酬委員会」（いずれも任意の委員会）を設置しております。各委員会の構成は以下のとおりであります。
- ・指名委員会：船井哲良（委員長）、林朝則、上村義一、岡田譲二
  - ・報酬委員会：上村義一（委員長）、船井哲良、林朝則、岡田譲二、米本光男

## (2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大宅俊雄	平成25年6月21日	任期満了	取締役 専務執行役員 新規事業部事業部長
船越秀明	平成25年6月21日	任期満了	取締役 執行役員 AVシステム事業本部本部長 ディスプレイ事業部事業部長
佐治成起	平成25年6月21日	任期満了	取締役 執行役員 デジタルメディア事業部事業部長

### (ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、平成26年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

執行役員	船越秀明
〃	宇賀和男
〃	伊藤武司
〃	河野誠
〃	鎮西清司
〃	前田哲宏

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9人 (2)	110,834千円 (10,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	21,450 (10,400)
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	132,284 (21,000)

(注) 1. 上記支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。

・取締役9名 13,508千円 (うち社外取締役2名 1,000千円)

・監査役3名 1,650千円 (うち社外監査役2名 800千円)

2. 上記支給額には、当事業年度にストック・オプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。

・取締役4名 331千円

3. 上記支給額には、平成25年6月21日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名分が含まれております。

4. 上記のほか、平成25年6月21日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役3名 17,800千円

### (4) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役 米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 坂内義明は、ビードットコム株式会社の代表取締役社長であります。当社は、ビードットコム株式会社との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役 米本光男は、セーラー万年筆株式会社の社外取締役及びオリエンタルチエン工業株式会社の社外監査役であります。当社は、セーラー万年筆株式会社及びオリエンタルチエン工業株式会社との間には特別の関係はありません。
- ③ 当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係記載すべき事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
  - ・取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会		監査役会	
	開催回数(回)	出席回数(回)	開催回数(回)	出席回数(回)
取締役 米本 光男	13	13	—	—
取締役 坂内 義明	13	12	—	—
監査役 米田 信一	13	12	13	12
監査役 盛本 正英	13	13	13	13

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

氏名	発言状況
取締役 米本 光男	取締役会に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地及び独立役員としての見地から意見を述べております。
取締役 坂内 義明	取締役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。
監査役 米田 信一	取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地及び独立役員としての見地から意見を述べております。
監査役 盛本 正英	取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地及び金融証券の専門的な見地から意見を述べております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等            | 44百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちFUNAI CORPORATION, INC. ほか1社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案を株主総会の目的といたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「船井グループ企業行動憲章」及び「役員コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、取締役がとるべき行動を明確にし、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理する。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
損失の危機の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、各部署は、所轄業務に付随するリスク管理を行うとともに、組織的な管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保する。又、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役を導入する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「船井グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」において、使用人がとるべき行動を明確にし、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。  
又、通常の報告経路から独立した内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑥ 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「船井グループ企業行動憲章」を当社グループの役員及び従業員の行動基準とする。  
又、グループ会社の重要事項については、「関係会社管理規程」により、グループ会社の自主独立を尊重しつつ、権限と責任を明確にし、グループ全体の業務の適正を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役会と協議のうえ、監査役会事務局を設置し監査役会を補助すべき使用人を配属する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役会の職務を補助すべき使用人が監査役会事務局に転出入する場合において、当該使用人の異動及びその人事考課については、監査役会の意見を尊重するものとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行の状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

又、監査役は、取締役、執行役員及び使用人に対し、「監査役会に対する報告に関する規程」に基づき、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実、その他、その職務を遂行するために必要と判断した事項の報告を求める。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行う。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、又、不備が発見された場合は、是正処置を講ずる。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。

取引先がこれらと関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消する。

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行う。又、役員、従業員が基本方針を遵守するように、関連諸規程において明文化するとともに、教育体制を構築する。さらに、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備する。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (2) 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の月額報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の賞与は、監査役の協議により決定いたします。

なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金については、株主総会の決議により、取締役及び監査役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役については報酬委員会が、監査役については監査役の協議により決定いたします。

## (3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。

◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。又、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>144,041</b>	<b>流動負債</b>	<b>53,692</b>
現金及び預金	49,167	支払手形及び買掛金	32,942
受取手形及び売掛金	37,681	短期借入金	4,526
商品及び製品	31,665	未払金	11,571
仕掛品	1,182	リース債務	88
原材料及び貯蔵品	16,427	未払法人税等	414
繰延税金資産	2,504	賞与引当金	258
その他	5,622	製品保証引当金	1,033
貸倒引当金	△210	その他	2,857
<b>固定資産</b>	<b>37,300</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,964</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>21,905</b>	長期借入金	6,121
建物及び構築物	9,026	リース債務	64
機械装置及び運搬具	3,693	繰延税金負債	1,153
工具、器具及び備品	2,053	再評価に係る繰延税金負債	226
土地	6,178	役員退職慰労引当金	1,088
リース資産	127	退職給付に係る負債	775
その他	825	その他	535
<b>無形固定資産</b>	<b>6,574</b>	<b>負債合計</b>	<b>63,656</b>
特許権	4,654	<b>純資産の部</b>	
その他	1,920	<b>株主資本</b>	<b>133,435</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,819</b>	資本金	31,307
投資有価証券	4,364	資本剰余金	33,272
繰延税金資産	400	利益剰余金	93,196
退職給付に係る資産	335	自己株式	△24,341
その他	4,015	その他の包括利益累計額	△16,925
貸倒引当金	△296	その他有価証券評価差額金	672
<b>資産合計</b>	<b>181,341</b>	為替換算調整勘定	△17,495
		退職給付に係る調整累計額	△103
		新株予約権	132
		少数株主持分	1,042
		<b>純資産合計</b>	<b>117,684</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>181,341</b>

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		234,042
売上原価		201,456
売上総利益		32,586
販売費及び一般管理費		38,052
営業損失		5,465
営業外収益		
受取利息及び配当金	268	
為替差益	3,477	
その他	622	4,369
営業外費用		
支払利息	193	
支払補償費	529	
その他	434	1,156
経常損失		2,253
特別利益		
固定資産売却益	0	
のれん発生益	8	
その他	1	10
特別損失		
固定資産処分損	170	
投資有価証券評価損	222	
関係会社株式評価損	290	
減損損失	266	
事業構造改善費用	1,281	
アドバイザー費用	1,165	3,397
税金等調整前当期純損失		5,640
法人税、住民税及び事業税	518	
法人税等調整額	549	1,068
少数株主損益調整前当期純損失		6,708
少数株主利益		37
当期純損失		6,745

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	31,307	33,272	101,135	△24,341	141,374
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,194		△1,194
当 期 純 損 失			△6,745		△6,745
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△7,939	-	△7,939
当 期 末 残 高	31,307	33,272	93,196	△24,341	133,435

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	451	△21,722	-	△21,271	122	1,173	121,398
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,194
当 期 純 損 失							△6,745
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	221	4,227	△103	4,345	10	△130	4,225
連結会計年度中の変動額合計	221	4,227	△103	4,345	10	△130	△3,714
当 期 末 残 高	672	△17,495	△103	△16,925	132	1,042	117,684

◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

船井電機株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結貸借対照表に関する注記、4. 偶発債務に記載の通り、会社は、Koninklijke Philips N.V. より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立ての送達を受けた。これに対して会社は、Koninklijke Philips N.V. に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社グループの業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積もることが困難であり、会社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>71,363</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,507</b>
現金及び預金	17,626	買掛金	19,162
受取手形	23	リース債務	60
売掛金	43,838	未払金	6,460
商品及び製品	69	未払費用	5,833
原材料及び貯蔵品	1,820	未払法人税等	99
前払費用	1,598	預り金	708
繰延税金資産	1,649	製品保証引当金	84
短期貸付金	5,454	その他	98
その他	380	<b>固定負債</b>	<b>7,686</b>
貸倒引当金	△1,100	長期借入金	5,146
<b>固定資産</b>	<b>51,997</b>	リース債務	46
<b>有形固定資産</b>	<b>7,345</b>	繰延税金負債	955
建物	2,901	役員退職慰労引当金	1,069
構築物	47	その他	469
機械装置	37	<b>負債合計</b>	<b>40,193</b>
車両運搬具	0	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	232	<b>株主資本</b>	<b>82,449</b>
土地	4,034	資本金	31,307
リース資産	91	資本剰余金	33,272
<b>無形固定資産</b>	<b>5,550</b>	資本準備金	32,833
特許権	4,654	その他資本剰余金	438
ソフトウェア	260	<b>利益剰余金</b>	<b>42,211</b>
リース資産	2	利益準備金	209
その他	633	その他利益剰余金	42,001
<b>投資その他の資産</b>	<b>39,101</b>	固定資産圧縮積立金	501
投資有価証券	1,863	別途積立金	23,400
関係会社株式	31,097	繰越利益剰余金	18,099
長期貸付金	17,216	<b>自己株式</b>	<b>△24,341</b>
長期前払費用	1,453	評価・換算差額等	585
前払年金費用	916	その他有価証券評価差額金	585
その他	346	新株予約権	132
貸倒引当金	△13,792	<b>純資産合計</b>	<b>83,167</b>
<b>資産合計</b>	<b>123,361</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>123,361</b>

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		177,848
売 上 原 価		157,573
売 上 総 利 益		20,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,099
営 業 損 失		2,823
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	315	
為 替 差 益	4,350	
そ の 他	541	5,208
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,249	
そ の 他	125	3,376
経 常 損 失		991
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
負 の の れ ん 発 生 益	160	
そ の 他	1	162
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	70	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	222	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,712	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,083	
ア ド バ イ ザ リ ー 費 用	1,165	4,253
税 引 前 当 期 純 損 失		5,082
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35	
法 人 税 等 調 整 額	114	150
当 期 純 損 失		5,232

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						固定資産 圧縮 積立金	別 積立金	途 過剰利益 剰余金			
当 期 首 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	510	23,400	24,518	48,638	△24,341	88,877
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮 積立金の取崩						△8		8	-		-
剰余金の配当								△1,194	△1,194		△1,194
当期純損失								△5,232	△5,232		△5,232
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△8	-	△6,418	△6,427	-	△6,427
当 期 末 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	501	23,400	18,099	42,211	△24,341	82,449

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	386	386	122	89,385
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				-
剰余金の配当				△1,194
当期純損失				△5,232
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	199	199	10	209
事業年度中の変動額合計	199	199	10	△6,217
当 期 末 残 高	585	585	132	83,167

◎ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

船井電機株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓡ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

貸借対照表に関する注記、3. 偶発債務、仲裁に記載の通り、会社は、Koninklijke Philips N.V. より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立ての送達を受けた。これに対して会社は、Koninklijke Philips N.V. に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社の業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積もることが困難であり、会社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

船 井 電 機 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役 石 崎                      弘      ㊟

社 外 監 査 役 米 田                      信 一      ㊟

社 外 監 査 役 盛 本                      正 英      ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の透明性を高めつつ、経営基盤の強化・充実を図るため、1名増員し、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ふな い てつ ろう 船 井 哲 良 (昭和2年1月24日生)	昭和26年4月 船井ミシン商会創業 昭和27年12月 株式会社船井ミシン商会代表取締役 昭和36年8月 当社設立代表取締役取締役社長 平成17年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社執行役会長 平成22年6月 当社執行役員会長 平成24年6月 当社社会長（現任） (公益財団法人船井情報科学振興財団理事長) (公益財団法人船井奨学会理事長)	12,709,288株
2	はやし とも のり 林 朝 則 (昭和22年3月13日生)	昭和44年4月 当社入社 平成14年10月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年3月 FUNAI CORPORATION, INC. CEO 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年3月 当社AV統括本部本部長 平成20年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成22年6月 当社代表取締役 当社執行役員社長 平成26年1月 当社取締役（現任） 当社副会長（現任）	15,400株
3	社外取締役候補者 よね もと みつ お 米 本 光 男 (昭和14年3月18日生)	平成7年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長（現任） 平成10年9月 当社社外取締役（現任） 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 （現任） 平成24年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社 外監査役（現任） (株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長) (セーラー万年筆株式会社社外取締役) (オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役)	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	うえむらよし かづ一 上村義一 (昭和33年6月27日生)	<p>平成4年1月 当社入社</p> <p>平成16年7月 当社D V D営業部部長</p> <p>平成19年4月 FUNAI CORPORATION, INC. COO</p> <p>平成21年10月 当社執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成22年9月 FUNAI CORPORATION, INC. 代表取締役 会長</p> <p>平成22年10月 当社T V事業部事業部長執行役員</p> <p>平成22年12月 P&amp;F USA, Inc. 代表取締役社長</p> <p>平成23年4月 当社A V本部本部長執行役員</p> <p>平成23年7月 当社A V事業本部本部長執行役員</p> <p>平成24年5月 当社A Vシステム事業本部本部長兼 ディスプレイ事業部事業部長執行役員</p> <p>平成24年11月 当社A Vシステム事業本部本部長兼 ディスプレイ事業部事業部長常務執行役員</p> <p>平成25年4月 当社営業統括常務執行役員</p> <p>平成26年1月 当社代表取締役(現任) 当社執行役員社長(現任)</p>	700株
5	おかだじょう じ二 岡田譲二 (昭和29年8月27日生)	<p>昭和52年4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>平成2年4月 同社主任技師</p> <p>平成11年4月 同社半導体グループシステム L S I 事業部開発推進室長</p> <p>平成15年4月 株式会社ルネサステクノロジーグロ ーバルマーケティング部長</p> <p>平成16年2月 株式会社アブローズテクノロジーズ 代表取締役</p> <p>平成17年12月 当社入社</p> <p>平成19年4月 当社開発技術本部理事</p> <p>平成21年10月 当社開発技術本部副本部長執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成23年6月 当社開発技術本部本部長執行役員 (現任)</p>	500株
6	社外取締役候補者 ばんないよし あき 坂内義明 (昭和29年8月3日生)	<p>昭和54年4月 T D K株式会社入社</p> <p>平成12年6月 テラロジックジャパン株式会社 (平成15年8月ゾーランジャパン株 式会社に社名変更) 代表取締役社長</p> <p>平成17年6月 米国ゾーラン社カンントリージェネラ ルマネージャー兼日本地域セールス &amp;マーケティング担当VicePresident</p> <p>平成24年1月 当社顧問</p> <p>平成24年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成24年7月 ビードットコム株式会社代表取締役社長 (現任) (ビードットコム株式会社代表取締役社長)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	【新任】  まえ だ てつ ひろ 前 田 哲 宏 (昭和29年7月4日生)	昭和55年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年10月 同社パーソナル通信事業部テクニカルエンジニアリング部部长 平成14年4月 三洋テレコミュニケーションズ株式会社常務取締役 平成17年4月 三洋電機株式会社テレコムカンパニー副社長 平成18年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社執行役員ソーラー事業部長 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年8月 当社入社 平成25年1月 当社開発技術本部戦略技術部理事 平成25年4月 当社新規事業部事業部長執行役員 平成26年4月 当社経営企画本部部長兼新規事業部事業部長執行役員(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 米本光男、坂内義明の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由  
米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験による助言をいただくためであります。  
坂内義明氏は、企業経営及び新規事業の創造に関する豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくためであります。
4. 社外取締役としての在任期間  
米本光男氏の在任期間は本総会終結の時をもって16年であります。  
坂内義明氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 独立役員指定の状況  
当社は、米本光男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
6. 責任限定契約の締結状況  
会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役 米本光男氏及び同 坂内義明氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いし ざき ひろむ 石 崎 弘 (昭和21年3月23日生)	昭和43年9月 当社入社 平成5年6月 当社経理本部事業管理部部長 平成12年10月 当社管理本部管理部部长 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成19年6月 新ダット・ジャパン株式会社取締役 平成19年10月 当社戦略企画室部長 平成23年2月 DXアンテナ株式会社社外監査役 平成24年5月 当社顧問 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	1,000株
2	社外監査役候補者  こめ だ しん いち 米 田 信 一 (昭和12年5月15日生)	昭和37年4月 日綿実業株式会社（現双日株式会社）入社 昭和62年7月 同社大阪本社電子情報本部第一部部長 平成2年9月 米国ニチメン副社長兼シカゴ支店長 平成3年5月 Navigation Technologies Corp. (現NAVTEQ株式会社)社外取締役 平成7年3月 ニチメン電子部品株式会社代表取締役社長 平成13年3月 東京電音株式会社代表取締役社長 平成18年2月 NAVTEQ株式会社代表取締役 平成22年5月 同社取締役 平成22年6月 当社社外監査役（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	社外監査役候補者  もり ちと まさ ひで 盛 本 正 英 (昭和19年8月27日生)	昭和42年4月 大和証券株式会社入社 平成3年6月 同社取締役東東京本部長首都圏西 営業本部長 平成7年9月 同社常務取締役大阪・近畿四国営業 本部長 平成11年4月 大和証券S M B C株式会社(現大和 証券株式会社) 代表取締役専務大阪 支店長 平成13年6月 大和土地建物株式会社(現大和プロ パティ株式会社) 代表取締役社長 平成14年6月 大和サンコー株式会社(現大和オフ ィスサービス株式会社) 代表取締役 社長兼務 平成19年4月 大和プロパティ株式会社特別顧問 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	2,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 米田信一、盛本正英の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由  
米田信一、盛本正英の両氏は、いずれも企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 監査役としての在任期間  
米田信一、盛本正英の両氏は、現在当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 独立役員指定の状況  
当社は、米田信一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
6. 責任限定契約の締結状況  
会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役 米田信一氏及び同 盛本正英氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
たなかながのり 田中長典 (昭和13年11月13日生)	昭和36年4月 日綿実業株式会社(現双日株式会社)入社 平成元年3月 同社大阪電気機器第二部部长 平成4年3月 同社東京電気通信第一部部长 平成5年11月 ニチメンテレコム株式会社代表取締役社長 平成12年10月 ITテレコム株式会社(現ITX株式会社)代表取締役社長 平成14年3月 同社取締役会長	一株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者 田中長典氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者とした理由

田中長典氏は、企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。

4. 責任限定契約について

田中長典氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当しますので、会社法第361条の規定に基づき、取締役に対して割り当てる新株予約権の算定方法についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける取締役は5名（社外取締役を除く。）となり、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合、新株予約権の割当数は最大200個を上限とします（当社取締役以外の者に対して発行される新株予約権の上限は、下記2.(2)の数から当社取締役に対して割り当てた新株予約権の数を控除した数とする）。新株予約権に関する報酬等の額は、割当日の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した各新株予約権の公正価値に、取締役へ割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。また、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合の各取締役への新株予約権の発行時期及び配分等につきましても、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保し、企業価値の増大を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。

なお、当社が本総会終結後に効力を生じる株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式の併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が

生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が本総会終結後に効力を生じる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権の数

1,200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、前記(1)の規定により、新株予約権の目的である株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月1日から平成35年8月31日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。

また、新株予約権者が当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができる。

② 新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使を行うことができない。

③ 新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

④ 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加

する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(6)に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8条イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
前記(5)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記(6)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記(7)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由  
前記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

メ モ

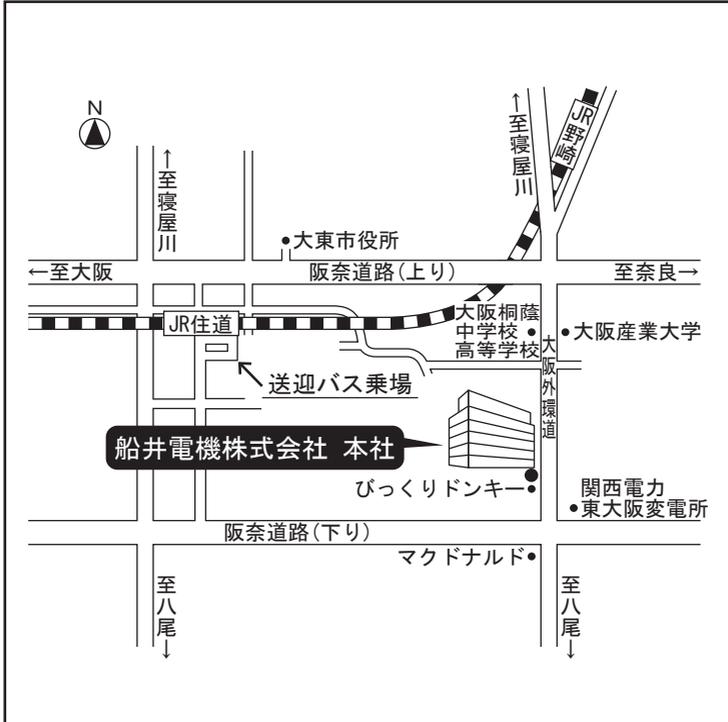
A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

## 会場のご案内図

<会場> 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号  
当社技術館5階 多目的ホール  
電話 072 (870) 4303



<交通> J R学研都市線 住道駅前 (南側ロータリー周辺)  
より株主総会専用送迎バスをご利用ください。  
(9時15分発・9時30分発の2便運行します。)

<お願い> お車でのご来場はご遠慮願います。  
会場受付は午前9時より開始いたします。午前9時  
以前はご入場いただけませんのでご注意ください。